

【新設】（最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用）

2-60 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次に掲げる通達の取扱いを準用する。

- (1) 法第 64 条の 14 第 1 項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》並びに令第 131 条の 19 第 1 項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》において準用する令第 131 条の 8 第 1 項第 2 号イ及びロ《損益通算の対象となる欠損金額の特例》に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」 2-13《最後に支配関係を有することとなった日の意義》
- (2) 令第 131 条の 19 第 2 項において準用する令第 112 条の 2 第 4 項第 1 号《通算完全支配関係に準ずる関係等》に規定する「いずれかの主要な事業」 2-14《完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義》
- (3) 法第 64 条の 14 第 1 項に規定する「新たな事業を開始した」 2-15《新たな事業の開始の意義》

【解説】

1 通算法人（時価評価除外法人（法 64 の 11①各号又は法 64 の 12①各号）に限る。）が、通算承認の効力が生じた日の 5 年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその通算承認の効力が生じた日まで継続してその通算法人に係る通算親法人（その通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、その通算法人について通算承認の効力が生じた後にその通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合（注）に該当しない場合において、その通算法人がその通算親法人との間に「最後に支配関係を有することとなった日」以後に「新たな事業を開始した」ときは、その通算法人の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、その通算法人において損金の額に算入しないこととされている（法 64 の 14①、以下「本制度」という。）。

（注） この共同で事業を行う場合とは、法人税法施行令第 131 条の 19 第 2 項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定により同令第 112 条の 2 第 4 項《通算完全支配関係に準ずる関係等》の規定を読み替えて準用する場合の同項に定める要件に該当する場合をいう。

2 本制度の仕組みは、法人税法第 62 条の 7 《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》と同様の制度設計とされており、これらの法令の規定についても、類似する規定振りで定められている。

これらの規定に係る取扱いについては、グループ通算通達においてはグループ通算制度の開始又はグループ通算制度への加入に伴う欠損金の持込み制限（法 57⑧、以下「欠損金の制限措置」という。）に係る通達として取扱いを定めていることから、この欠損金の制限措置に係る各通達のうち、本制度でも同様の取扱いとなるものを準用することとしている。本通達の(1)、(2)及び(3)において、このことを明らかにしている。